第13期定時株主総会
その他の電子提供措置事項

（電子提供措置事項のうち書面交付請求による交付書面に記載しない事項）

●新株予約権等の状況
●業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
●会計監査人の状況
●株主資本等変動計算書
●個別注記表

（2023年12月１日から2024年11月30日まで）

株式会社ＴＭＨ

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第15条第２項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様に電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

名　　称	第１回新株予約権
保有人数	当社取締役　２名 （社外取締役を除く）
発行決議日	2017年８月10日
新株予約権の目的となる株式の種類および数	普通株式　160,000株 （新株予約権１個につき2,500株）
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	480円
新株予約権の行使期間	2019年８月11日　から 2027年８月10日　まで
新株予約権の主な行使条件	（注）１，２，３

（注）１．年間行使価額は年間3,600万円以下とする。

２．新株予約権発行時において当社の取締役、又は従業員であったものは、新株予約権の行使時においても、当社、当社子会社又は関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、当社の取締役会が特に認めた場合はこの限りではない。

３．新株予約権の行使期間の到来前に新株予約権者が死亡した場合は、その相続人は当該新株予約権を行使できない。

４．2024年７月31日付で行った１株を250株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」および「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

名　　称	第３回新株予約権
保有人数	当社取締役　２名 当社社外取締役　１名
発行決議日	2022年２月25日
新株予約権の目的となる株式の種類および数	取締役　　普通株式　25,000株 社外取締役　普通株式　1,250株 （新株予約権１個につき250株）
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1,520円
新株予約権の行使期間	2024年２月26日　から 2032年２月25日　まで
新株予約権の主な行使条件	（注）１，２，３

（注）１．年間行使価額は年間3,600万円以下とする。

２．新株予約権発行時において当社の取締役、又は従業員であったものは、新株予約権の行使時においても、当社、当社子会社又は関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、当社の取締役会が特に認めた場合はこの限りではない。

３．新株予約権の行使期間の到来前に新株予約権者が死亡した場合は、その相続人は当該新株予約権を行使できない。

４．2024年７月31日付で行った１株を250株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」および「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

５．上記のうち、社外取締役１名が保有している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、業務の適正を確保するため、取締役会（15回開催）をはじめ、リスクコンプライアンス委員会および内部監査室などの会議や組織を通じて、コンプライアンス教育の推進により法令遵守および企業倫理の意識向上を図るとともに、内部監査体制の充実強化などにより、グループ全体の内部統制システムが適切に機能するよう取り組んでまいりました。

具体的には、以下の体制を整備し、運用を行っております。

(リスクコンプライアンス委員会)

リスクコンプライアンス委員会（12回開催）は、内在するリスクを把握し、発生の可能性と発生時における影響を取締役会に報告するなど、法令違反や不正行為の早期発見および未然防止に努めています。

(内部監査室)

内部監査室は、代表執行役社長に直接報告を行うほか、取締役会に対しても適宜報告を行う体制を構築し、内部監査が有効に機能する体制を整えています。

(コンプライアンス教育および研修)

当社の役員および従業員等に対するコンプライアンスの理解を深めるため、eラーニングを活用した研修を実施し、インサイダー取引や情報漏洩の未然防止、下請法の違反の未然防止等、法令遵守の周知徹底を図っています。

以上の取り組みに基づき、取締役の職務執行が法令および定款に適合し、業務の適正が確保される体制を整備しております。その具体的な決定内容の概要は以下の通りです。

1．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a．取締役及び使用人は、コンプライアンス意識をもって、法令、定款、社内規程等に則った職務執行を行う。

b．市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

c．取締役会は、法令諸規則に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、業務執行の決定と取締役の職務の監督を行う。

d．監査役は、独立した立場から法令が定める権限を行使し、取締役の職務の執行を監査する。
e．取締役及び使用人の法令違反については、就業規則等に基づき、処罰の対象とする。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

a．重要な会議体の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要文書（電磁的記録を含む。）は、当該規程等の定めるところに従い、適切に保存、管理する。
b．情報管理諸規程に基づき情報資産の保護・管理を行う。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

a．取締役は、当社の事業に伴う様々なリスクを把握し、統合的にリスク管理を行うことの重要性を認識した上で、諸リスクの把握、評価及び管理に努める。
b．不測の事態が発生した場合には、代表取締役を本部長とし、リスクの内容により顧問弁護士等、社外の専門家を含む対策本部を編成し迅速かつ適切に対応し、損失を最小限に抑えることとする。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

a．取締役会は、定款及び取締役会規程に基づき運営し、月次で定時開催し、または必要に応じて随時開催する。
b．取締役は緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率的、機動的かつ迅速に職務を執行する。
c．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、組織規程、業務分掌規程及び稟議規程を制定する。

5．使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a．職務権限を定めて責任と権限を明確化し、各部門における執行の体制を確立する。
b．必要となる各種の決裁制度、社内規程及びマニュアル等を備え、これを周知し運営する。
c．個人情報管理責任者を定め、同責任者を中心とする個人情報保護体制を構築し、運営する。また、同責任者の指揮下に事務局を設け、適正な個人情報保護とその継続的な改善に努める。

6．監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

ａ．監査役は、監査役の指揮命令に服する使用人（以下、「監査役の補助者」という。）を置くことを取締役会に対して求めることができる。

ｂ．監査役の補助者は、監査役より指示された監査業務の実施に関して取締役の指揮命令系統から独立する。

ｃ．監査役の補助者の人事異動、人事評価及び懲戒処分については、監査役の事前の同意を必要とする。

7．監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の補助者は、監査役の指示に従い、監査役の監査に必要な調査をする権限を有する。

8．監査役の職務の遂行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の職務遂行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が通常の監査によって生ずる前払費用を請求した場合は、速やかに処理する。通常の監査費用以外に、緊急の監査費用、専門家を利用する新たな調査費用が発生する場合、当該監査役の職務に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。

9．監査役へ報告した者が当該報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への報告を行った当社の役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の役員及び使用人に周知徹底する。

10. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

ａ．取締役及び使用人は、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、重要な会議体で決議された事項、内部監査の状況等について、遅滞なく監査役に報告する。

ｂ．取締役及び使用人は、監査役の求めに応じ、速やかに業務執行の状況等を報告する。

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ａ．監査役は、定期的に代表取締役と意見交換を行う。また、必要に応じて当社の取締役及び重要な使用人からヒアリングを行う。

ｂ．監査役は、必要に応じて監査法人と意見交換を行う。

ｃ．監査役は、必要に応じて独自に弁護士及び公認会計士その他の専門家の助力を得ることができる。

会計監査人の状況

(1) 名称　有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23,900千円

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．報酬等の額には、第13期第３四半期任意レビューの実施に係る報酬を含んでおります。

3．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について会社法第399条第１項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外に、コンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査法人の解任または不再任の決定の方針につきましては、監査法人に会計監査人としての職務の執行に支障がある場合等、その必要があると監査役会が判断した場合に、株主総会に提出する監査法人の解任または不再任に関する議案の内容を決定するものとします。

また、監査法人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査法人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、監査法人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

株主資本等変動計算書

（自 2023年12月１日
至 2024年11月30日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	100,000	12,000	81,920	93,920	315,342	315,342	509,262	509,262
当期変動額								
当期純利益					272,504	272,504	272,504	272,504
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								－
当期変動額合計	－	－	－	－	272,504	272,504	272,504	272,504
当期末残高	100,000	12,000	81,920	93,920	587,846	587,846	781,766	781,766

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準および評価方法

棚卸資産の評価基準および評価方法

商品　　主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

建物および構築物は定額法、その他の有形固定資産は定率法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は次のとおりであります。

建物　　10～38年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

(3) 収益および費用の計上基準

当社事業は、主に半導体製造装置およびその部品等のメンテナンス（販売・修理サービス・移設等）を行っております。当該取引については、顧客に商品・サービスを引き渡した時点もしくは提供した時点または顧客に検収された時点で収益を認識しております。

なお、商品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

２．表示方法の変更に関する注記

（貸借対照表）

前事業年度まで流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「未収消費税等」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しました。

なお、前事業年度の「未収消費税等」は36,911千円であります。

３．会計上の見積りに関する注記

商品の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

（単位：千円）

	当事業年度
商品	447,802

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、商品については主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）で評価しており、当事業年度末において正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としております。また、一定期間を超えて滞留している商品については、将来の販売計画の確実性が高いものを除き、営業循環過程から外れたものと仮定してその保有期間に応じて規則的に帳簿価額を切下げております。

そのため、将来の市況の変動等によって上記の見積りおよび仮定の見直しが必要となり、さらなる帳簿価額の切下げの必要性が生じた場合、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

４．貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産および担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物	60,287千円
構築物	551千円
土地	14,685千円

② 担保に係る債務

１年内返済予定の長期借入金	6,000千円
長期借入金	4,000千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　36,160千円

５．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類および総数

普通株式　3,366,250株

（注）Ａ種優先株式およびＡＢ種優先株式のすべてについて、取得請求権の行使により、2024年７月１日付で自己株式として取得し、その対価としてＡ種優先株式およびＡＢ種優先株式１株につき、それぞれ普通株式１株を交付いたしました。また、2024年６月14日開催の取締役会において2024年７月１日を効力発生日とするＡ種優先株主およびＡＢ種優先株主の全員から取得請求権が行使されることを条件として、当社が取得したＡ種優先株式およびＡＢ種優先株式のすべてについて消却することを決議していたため、2024年７月１日付で消却いたしました。なお、2024年７月２日開催の臨時株主総会決議により、同日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止いたしました。

(2) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類および総数

普通株式　254,750株

６．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、半導体製造フィールドソリューション事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い定期預金等で運用し、短期的な運転資金を銀行借入により調達する方針であります。またデリバティブを利用するにあたっては、後述する為替や金利等の変動リスクを回避することを目的とするもので投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されていますが、同程度の外貨建ての営業債務があることが通常であります。

営業債務である買掛金は、ほとんど１年以内の支払期日であります。また、その一部には、輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、同じ外貨建ての営業債権の残高の範囲内程度であることが通常であります。借入金および所有権移転外ファイナンス・リース取引によるリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、金額は僅少であります。

③　金融商品に係るリスク管理体制

イ．信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について、経営管理部が主要取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況との悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ．市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての債権および債務の残高が同程度にあるため、短期的な為替変動へのヘッジアクションは行っておりません。

ハ．資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、支店からの営業実績・見込等の報告に基づき経営管理部が適時に資金繰り計画を作成・更新して流動性リスクを管理しております。

④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

⑤　信用リスクの集中

当期の決算日現在における営業債権のうち45.5％が特定の大口顧客に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年11月30日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
長期借入金(*2)	297,012	295,510	△1,501

(*1)「現金及び預金」、「売掛金」、「未収消費税等」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」および「預り金」については、現金であること、および短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に用いたインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に用いたインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に用いたインプットを使用して算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に用いたインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で貸借対照表に計上している金融商品
該当事項はありません。

② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期借入金(*)	－	295,510	－	295,510
負債計	－	295,510	－	295,510

(*) １年内返済予定の長期借入金を含めております。

（注）時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明
長期借入金
長期借入金の時価については、元利金の合計額と、当該債務の残存期間および信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

７．税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、商品評価損、未払賞与、未払事業税などであります。なお、繰延税金資産から控除された金額（評価性引当額）は13,565千円であります。

８．収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、半導体製造フィールドソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別では記載しておりません。なお、顧客との契約から生じる収益の認識時期の区分につきましては、すべて「一時点で移転される財またはサービス」であります。

（単位：千円）

	半導体製造フィールドソリューション事業
部品販売・修理サービス	902,506
装置販売サービス	5,109,894
その他	4,837
顧客との契約から生じる収益	6,017,239
その他の収益	－
外部顧客への売上高	6,017,239

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「個別注記表　１．重要な会計方針に係る事項　(3)収益および費用の計上基準」に記載のとおりです。

また、取引の対価は履行義務を充足してから１年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係ならびに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額および時期に関する情報

① 契約負債の残高等

（単位：千円）

顧客との契約から生じた債権(期首残高)	93,628
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	98,089
契約負債(期首残高)	505,466
契約負債(期末残高)	1,748,807

契約負債は、商品の引渡し前に顧客から受け取った前受金であります。契約負債

は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、465,652千円であります。また、当事業年度において、契約負債が1,243,340千円増加した主な理由は、顧客から受け取った前受金の増加によるものであります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当初の予想契約期間が１年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に関する記載を省略しています。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

９．１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	232.24円
１株当たり当期純利益	80.95円

（注）１．当社が発行していた種類株式について、その株式の内容より「普通株式と同等の株式」として取り扱っていたことから、１株当たり当期純利益の算定上、普通株式に含めて算定しております。なお、Ａ種優先株式およびＡＢ種優先株式のすべてについて、取得請求権の行使により、2024年７月１日付で自己株式として取得し、その対価としてＡ種優先株式およびＡＢ種優先株式１株につき、それぞれ普通株式１株を交付いたしました。また、2024年６月14日開催の取締役会において2024年７月１日を効力発生日とするＡ種優先株主およびＡＢ種優先株主の全員から取得請求権が行使されることを条件として、当社が取得したＡ種優先株式およびＡＢ種優先株式のすべてについて消却することを決議していたため、2024年７月１日付で消却いたしました。

２．当社は、2024年７月31日付で普通株式１株につき250株の割合で株式分割を行っております。期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり当期純利益を算定しております。

10. 重要な後発事象に関する注記

(1) 一般募集による新株式の発行

当社は、2024年12月４日付で東京証券取引所グロース市場および福岡証券取引所Ｑ－Ｂｏａｒｄに株式を上場いたしました。この上場にあたり、2024年10月31日および2024年11月15日開催の取締役会において、一般募集による新株式の発行を次のとおり決議し、2024年12月３日に払込が完了いたしました。

① 募集方法	一般募集（ブックビルディング方式による募集）
② 発行する株式の種類および数	普通株式　190,000株
③ 発行価格	１株につき　1,500円
④ 引受価額	１株につき　1,380円 この価額は当社が引受人より１株当たりの新株式払込金として受取った金額であります。なお、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
⑤ 払込金額	１株につき　1,190円 この金額は会社法上の払込金額であり、2024年11月15日開催の取締役会において決定された金額であります。
⑥ 資本組入額	１株につき　690円
⑦ 発行価額の総額	285,000千円
⑧ 払込金額の総額	262,200千円 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であります。
⑨ 資本組入額の総額	131,100千円
⑩ 資金の使途	以下の使途に充当する予定であります。 ・広告宣伝費 ・製造設備資金 ・システム開発費用 ・採用費用および人件費

(2) 第三者割当による新株式の発行

当社は、2024年12月４日付で東京証券取引所グロース市場および福岡証券取引所Ｑ－Ｂｏａｒｄに上場いたしました。当社は上場にあたり、2024年10月31日および2024年11月15日開催の取締役会において、株式会社ＳＢＩ証券が行うオーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関連して、同社を割当先とする第三者割当増資による新株式の発行を次のとおり決議し、2025年１月８日に払込が完了しました。

① 募集方法	第三者割当（オーバーアロットメントによる売出し）
② 発行する株式の種類および数	普通株式　73,100株
③ 割当価格	１株につき　1,380円
④ 払込金額	１株につき　1,190円 この金額は2024年11月15日に決定された一般募集における払込金額と同一の金額であります。
⑤ 資本組入額	１株につき　690円
⑥ 割当価格の総額	100,878千円
⑦ 資本組入額の総額	50,439千円
⑧ 割当先	株式会社ＳＢＩ証券
⑨ 資金の使途	「(1) 一般募集による新株式の発行　⑩ 資金の使途」と同一であります。

(3) 新株予約権の行使による新株式の発行

当事業年度終了後、2024年12月27日に第１回新株予約権（ストック・オプション）の一部の権利行使が行われました。当該新株予約権の行使の概要は次のとおりであります。

① 行使された新株予約権の個数	22個
② 発行した株式の種類および数	普通株式　55,000株
③ 資本金増加額	13,200千円
④ 資本準備金増加額	13,200千円